

令和2年交野市行政情報モニター等設置事業実施に係る協定書

交野市（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、交野市役所本館及び交野市立保健福祉総合センターにおける交野市広告付き行政情報モニター等設置事業（以下、「本事業」という。）の実施にあたり、交野市の行政情報を掲載する行政情報モニター（以下、「情報モニター」という。）の設置、運用に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業を円滑に実施するため、交野市役所本館及び交野市立保健福祉総合センターにおいて、乙が情報モニターを設置、運用すること及び乙が情報モニターに広告掲載を行うこと並びに乙が情報モニター付近にパンフレットラックを設置し、情報モニターに掲載する広告の詳細情報を掲載したパンフレット、チラシ等を（以下「チラシ等」という。）を掲出する際の取扱いについて定めることを目的とする。

（総則）

第2条 甲及び乙は、この協定書に定めるもののほか、「令和2年交野市行政情報モニター等設置事業者募集要項」、「令和2年交野市行政情報モニター等設置事業仕様書」及び「交野市有料広告の取り扱いに関する要綱」並びに関係法令に従い本事業を実施するものとする。

（設置場所）

第3条 乙が情報モニターを設置できる場所（情報モニター付近にパンフレットラックを設置する場合は、当該設置場所を含む）は、交野市役所本館1階ロビー（交野市私部1丁目1番1号）及び交野市立保健福祉総合センター1階ホール（交野市天野が原町5丁目5番1号）内の甲の指定する場所とする。

（設置期間）

第4条 乙が情報モニター（情報モニター付近にパンフレットラックを設置する場合は、当該パンフレットラックを含む）（以下「情報モニター等」という。）を設置できる期間は、令和2年（2020年）11月1日から令和3年（2021年）3月31日までの5か月間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれかによる書面による更新拒絶の意思表示がない限り、同一内容及び同一条件をもって、設置期間は1年度毎に自動更新され、その後も同様とする。

2 更新については、令和6年（2024年）3月31日を超えることができないものとする。

- 3 庁舎の改修、移転等で設置場所又は設置期間を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(事業計画の策定及び協議)

第5条 乙は、情報モニター等の仕様、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等並びに情報モニターの広告掲載、パンフレットラックに掲出するチラシ等に関する事項について、あらかじめ甲と協議し、当該事項を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。なお、乙は事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。

(使用の許可等)

第6条 乙は、前条の事業計画に基づき情報モニター等の設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、甲の行政財産使用許可を受けなければならない。なお、行政財産の使用については、本市が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると本市が認めるときは、許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。

(使用料)

第7条 乙は、情報モニター等の設置場所が広告価値を有することに鑑み、設置場所を使用することの対価として次項の使用料（行政財産使用料及び広告掲載料）を甲に支払うものとし、甲の定める期日までに甲の発行する納入通知書により、甲に納入しなければならない。

- 2 年度中の設置期間が1年に満たない場合は、前項の金額を日割で計算した額に設置日数を乗じて得られた金額を当該年度の使用料とする。
- 3 前項の規定により算出した額に1円未満の端数がある場合においては、その端数金額を切り上げた額とする。
- 4 使用料は、年額合計金〇〇〇〇〇〇〇円とし、令和2年（2020年）11月1日から令和3年（2021年）3月31日までの5か月間の合計使用料は金〇〇〇〇〇〇〇円とする。
- 5 乙から納入された使用料は、原則として返還しない。ただし、特別の理由があると甲が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(光熱費)

第8条 乙は、情報モニターの設置に係る光熱費を負担しなければならない。

- 2 乙は、甲が算定した光熱費の実費相当額を甲が交付する納入通知書により、甲が指定する期日までに全額納入しなければならない。
- 3 甲は、乙から納付された光熱費の実費相当額は、原則として返還しない。ただし、特別の理由があると甲が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(情報モニター等の設置及び広告記事等の制作及び掲載)

第9条 情報モニター等の調達、設置及び広告記事等の制作、掲載等並びにパンフレットラックに掲出するチラシ等に関わる作業は、乙が自己の負担により調整、実施するものとする。

(作業の委託)

第10条 乙は、乙の責任において、前条に定める作業を、当該業務を実施することが適切な第三者に委託することができる。

(情報モニター等の設置に係る留意事項)

第11条 乙は情報モニター等の設置においては、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 甲と十分な打ち合わせの上、情報モニター等を設置すること。
  - (2) 情報モニターは、庁舎施設に負担の少ない方法で固定すること。
  - (3) 情報モニター等は、地震等の際に落下、転倒しないように防止策を十分講ずること。
  - (4) 情報モニター等は、市役所本館及び交野市立保健福祉総合センターの維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならないように配慮すること。
  - (5) 情報モニター等に移設、移転、撤去等する際は、甲が承認する場合を除き原状回復すること。
  - (6) 交野市役所本館又は交野市立保健福祉総合センターのレイアウト変更等のやむを得ない事由により、情報モニター等に移設又は移転する場合は、甲と協議して、移設又は移転場所を決定すること。
  - (7) 情報モニター等の設置につき、万一事故等が発生した場合は、乙の責任において対応すること。
  - (8) 情報モニター等の製作、設置、移設、移転、撤去等に関する一切の費用は乙が負担すること。
- 2 甲は、乙に対して、前各項の留意事項についての助言及び指導を行うことができ、乙はその助言及び指導に従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。

(情報モニター等の維持管理に係る留意事項)

第12条 乙は、情報モニター等の維持管理においては、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 情報モニター等の故障、破損、汚損等については、乙において速やかに復旧等の最適な措置を取ることとし、情報モニター等には故障時等の連絡先を明記すること。
  - (2) 情報モニター等における広告内容の変更等に関する作業は、乙の希望日時を事前に調整した上で、甲が指定する日時に行うものとする。
  - (3) 交野市役所本館1階ロビーが期日前投票所となった場合には、選挙期間中において情報モニターにおける広告掲載の非表示又は停止措置並びにチラシ等の非表示又はパンフレットラックの移動を行うものとする。
  - (4) 交野市立保健福祉総合センターでの催し物の開催時（年数日間程度）は、広告掲載の非表示又は停止処置並びにチラシ等の非表示又は情報モニター等の移動を行う場合がある。
  - (5) 情報モニター等の故障、破損、汚損等及び維持管理は、乙の責任において対応し、それに要する費用は乙が負担すること。
- 2 甲は、乙に対して、前各項の留意事項についての助言及び指導を行うことができ、乙はその助言及び指導に従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。

（広告主の募集）

第13条 広告主の募集は、乙において行うものとする。

（広告内容）

第14条 乙は、広告主の選定及び広告の内容について、「交野市有料広告の取り扱いに関する要綱」及び関係法令を遵守するとともに、市役所の公共性、美観及び来庁者への影響に配慮しなければならない。

- 2 乙がチラシ等を掲出することができる広告主は、情報モニターに掲載する広告の広告主に限る。

（広告内容の審査）

第15条 乙が情報モニターに広告を掲載しようとするとき及びパンフレットラックにチラシ等を掲出しようとするときは、事前に甲の審査を受けその承認を得なければならない。広告の変更をしようとする場合も同様とする。

- 2 乙は、第1項の審査を受けるため、掲載する広告及びチラシ等のデータ等必要な資料を、掲出予定の15営業日前までに甲へ提出しなければならない。

（広告内容についての責任）

第16条 乙は、広告記事及びチラシ等の内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告募集及び広告内容に関する一切の責任は、乙が負うものとし、甲は一切の責任

及び負担を負わないものとする。

- (2) 広告の募集、掲出に際しては、乙自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、甲が広告の募集者であるかのような誤解を与えないよう十分配慮し、「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、交野市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- (3) 乙は、広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容に関わる財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証する。
- (4) 甲に対して第三者から広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(広告内容の修正)

第17条 甲は、広告の内容が「交野市有料広告の取り扱いに関する要綱」並びに関連法令に違反しているとき及び交野市役所及び交野市立保健福祉総合センターで掲載する広告としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告の内容の修正を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。

2 前項の修正にかかる費用は、乙が負担する。

(乙と広告主との契約)

第18条 乙は、広告の掲載にあたり、広告主との間で広告掲載に関する契約を締結し、報酬等を受領できる。

(情報モニター等の一時撤去又は広告記事等の一時削除)

第19条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に情報モニター等の一時撤去又は広告記事等の一時削除を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 甲の指定する期日までに使用料又は光熱費の納入がないとき。
- (2) 乙が、法令又は本協定の内容に違反したとき。
- (3) 広告主又は広告内容が「交野市有料広告の取り扱いに関する要綱」に違反したとき。
- (4) 第17条第1項による広告内容の修正を乙が行わないとき若しくは第11条第2項及び第12条第2項に規定する甲の助言及び指導に乙が従わないとき。
- (5) 前各号の他、情報モニター等の設置及び広告記事等の掲載を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。

2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は情報モニター等の設置及び広告記事等の掲載を再開することができる。

- 3 第1項の一時撤去又は一時削除並びに前項の再開にかかる費用は乙が負担する。
- 4 第1項の指示があったにも関わらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に乙が一時撤去又は一時削除を行わないときは、甲は乙の承諾を得ることなく情報モニター等を自ら一時撤去又は一時削除することができ、これに要した費用は乙が負担するものとするとともに、甲は一時撤去又は一時削除によって生じた乙の損害の賠償を行わない。
- 5 本条に基づき情報モニター等の一時撤去又は一時削除が行われた場合で、使用料が納入済の場合は、甲は当該期間中の納入済使用料を違約金とみなし、乙にその返還をしない。なお、本項の違約金は、損害賠償の予定又はその一部としない。

(甲の解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に催告したうえ、本協定を解除できる。

- (1) 第6条の使用許可が得られないとき又は取り消されたとき。
  - (2) 法令又は本協定の内容に違反したとき。
  - (3) 本協定の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
  - (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
  - (5) 乙が、破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
  - (6) 第21条の規定によらないで、乙が本協定の解除を申し出たときで、甲が本協定の解除が相当であると認めるとき。
- 2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本協定を解除する必要があるときは、乙との協議により本協定を解除することができる。
  - 3 本条の規定により本協定が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納入済使用料を違約金とし、乙に返還しない。
  - 4 前項の違約金は、損害賠償の予定又はその一部としない。

(乙の解除権)

第21条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により甲に催告した上、本協定を解除できる。

- (1) 甲が正当な理由なく本協定に違反したとき。
- (2) 本協定の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(解除に伴う撤去)

第22条 乙は、本協定が解除されたときは、自己の負担により遅滞なく情報モニター等の撤去を行わなければならない。

(一時撤去、一時削除、解除に伴う広告主への補償等)

第23条 乙は、第19条第1項又は第4項の規定に基づく一時撤去、一時削除若しくは第20条第1項の規定に基づく解除が行われた場合に、広告主に対して損害の補償及び報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第24条 乙は、第15条第1項により広告の掲載が認められなかった場合、第17条第1項により修正を行った場合、第11条第2項又は第12条第2項による助言、指導に従った場合、第19条第1項又は第4項の規定による一時撤去又は一時削除がなされた場合並びに第20条第1項による解除がなされた場合は、甲に対し損害の賠償を請求しないものとする。

- 2 甲は、本協定の履行に関して、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。
- 3 乙は、本協定の履行に関して、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。
- 4 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者の損害・紛争)

第25条 本協定の履行について第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該損害が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が自らの責任と負担をもって解決する。
  - (2) 当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じたときは、乙が自らの責任と負担をもって解決する。
- 2 前項に定める場合のほか、本協定の履行について第三者との間で生じた紛争については、甲乙協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(原状回復)

第26条 乙は、使用許可の期間満了、許可の取消し等により情報モニター等を撤去したときは、速やかに原状回復をしなければならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りではない。

(著作権等)

第27条 乙は、情報モニター等の設置及び広告記事等の制作に際して、著作権、特許権、  
実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象  
となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わな  
なければならない。

2 本協定に基づいて設置した情報モニター等及び広告記事等が掲載されている写真又は  
画像データを交野市役所や交野市の事業の紹介等の行政目的のために甲が作成又は関与  
する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、乙はその掲載を許諾するとともに、広  
告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を  
侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(行政情報等の制作・権利処理・流用禁止)

第28条 乙が本協定に基づいて設置した情報モニター等において掲載する行政情報等は、  
甲が提供する情報をもとに、乙が甲の委託を受けて制作（データ変換等を含む。）するも  
のとする。

2 甲は、乙に提供する情報の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び提供  
する情報の内容に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることを保  
証する。

3 甲は、乙が本協定に基づいて設置した情報モニター等において掲載するために制作し  
た甲の行政情報等を乙の情報モニター等以外で掲載してはならないものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第29条 乙は本協定から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、  
継承、担保提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこ  
の限りではない。

(裁判管轄)

第30条 本協定に関する一切の紛争は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専  
属的合意管轄裁判所とする

(疑義の解釈等)

第31条 本協定の定めに疑義が生じたとき、また本協定に定めのない事項については、甲  
乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第32条 本協定の有効期間は、令和2年（2020年）11月1日から令和3年（202



1年) 3月31日とする。ただし、第4条第1項に規定する更新拒絶の意思表示がない限り、満了日の翌日から1年度毎に自動更新され、その後も同様とする。

2 前項の規定による自動更新は、令和6年(2024年)3月31日を超えることはできないものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、各々記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 交野市私部1丁目1番1号  
交野市  
交野市長 黒田 実 印

乙

印